

<ホームセキュリティ（アパートメント加入契約）【東急セキュリティ 918】版・ホームセキュリティ（アパートメント利用契約）【東急セキュリティ 918】版をご利用のお客様>

<緊急駆けつけサービス（アパートメント加入契約）【東急セキュリティ レス Q】版・緊急駆けつけサービス（アパートメント利用契約）【東急セキュリティ レス Q】版をご利用のお客様>

重要事項説明書 <ホームセキュリティ（アパートメント加入契約）【東急セキュリティ 918】版・ホームセキュリティ（アパートメント利用契約）【東急セキュリティ 918】版>

重要事項説明書 <緊急駆けつけサービス（アパートメント加入契約）【東急セキュリティ レス Q】版・緊急駆けつけサービス（アパートメント利用契約）【東急セキュリティ レス Q】版>

改訂新旧対照表

改訂(新)	現行(旧)
<p><ホームセキュリティ（アパートメント加入契約）【東急セキュリティ 918】版></p> <p>13.1 当社の責によるお客様への損害賠償</p> <p>II. 賠償額</p> <p>重過失の場合を除き当社は次の賠償額を限度としてお客様に損害金をお支払いします。</p> <p>ただし、加入者は書面にて当社にその賠償請求を行うものとします。</p> <p>① 人的損害・物的損害併せて 1 事故につき 10 億円まで。</p> <p>② 前号にかかわらず、現金・貴重品については損害総額で 1 億円まで。</p> <p>なお、ここでいう現金・貴重品とは、貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、宝石、貴金属、美術品および骨とう品、その他これらに類する財物とします。</p>	<p><ホームセキュリティ（アパートメント加入契約）【東急セキュリティ 918】版></p> <p>13.1 当社の責によるお客様への損害賠償</p> <p>II. 賠償額</p> <p>当社が加入している保険により次の賠償額を限度としてお客様に損害金をお支払いします。</p> <p>ただし、加入者は上記損害発生の日（旅行等の長期外出時は帰宅後）から 10 日以内に、書面にて当社にその賠償請求を行うものとします。</p> <p>① 人的損害・物的損害併せて 1 事故につき 10 億円まで。</p> <p>② 前号にかかわらず、現金・貴重品については損害総額で 1 億円まで。</p> <p>なお、ここでいう現金・貴重品とは、貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、宝石、貴金属、美術品および骨とう品、その他これらに類する財物とします。</p>
<p><ホームセキュリティ（アパートメント利用契約）【東急セキュリティ 918】版></p> <p>13.1 当社の責によるお客様への損害賠償</p> <p>II. 賠償額</p> <p>重過失の場合を除き当社は次の賠償額を限度としてお客様に損害金をお支払いします。</p> <p>ただし、お客様は書面にて当社にその賠償請求を行うものとします。</p> <p>① 人的損害・物的損害併せて 1 事故につき 10 億円まで。</p> <p>② 前号にかかわらず、現金・貴重品については損害総額で 1 億円まで。</p> <p>なお、ここでいう現金・貴重品とは、貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、宝石、貴金属、美術品および骨とう品、その他これらに類する財物とします。</p>	<p><ホームセキュリティ（アパートメント利用契約）【東急セキュリティ 918】版></p> <p>13.1 当社の責によるお客様への損害賠償</p> <p>II. 賠償額</p> <p>当社が加入している保険により次の賠償額を限度としてお客様に損害金をお支払いします。</p> <p>ただし、お客様は上記損害発生の日（旅行等の長期外出時は帰宅後）から 10 日以内に、書面にて当社にその賠償請求を行うものとします。</p> <p>① 人的損害・物的損害併せて 1 事故につき 10 億円まで。</p> <p>② 前号にかかわらず、現金・貴重品については損害総額で 1 億円まで。</p> <p>なお、ここでいう現金・貴重品とは、貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、宝石、貴金属、美術品および骨とう品、その他これらに類する財物とします。</p>
<p><緊急駆けつけサービス（アパートメント加入契約）【東急セキュリティ レス Q】版></p> <p>10.1 当社の責によるお客様への損害賠償</p> <p>II. 賠償額</p> <p>重過失の場合を除き当社は次の賠償額を限度としてお客様に損害金をお支払いします。</p> <p>ただし、加入者は書面にて当社にその賠償請求を行うものとします。</p> <p>① 人的損害・物的損害併せて 1 事故につき 10 億円まで。</p> <p>② 前号にかかわらず、現金・貴重品については損害総額で 1 億円まで。</p> <p>なお、ここでいう現金・貴重品とは、貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、宝石、貴</p>	<p><緊急駆けつけサービス（アパートメント加入契約）【東急セキュリティ レス Q】版></p> <p>10.1 当社の責によるお客様への損害賠償</p> <p>II. 賠償額</p> <p>当社が加入している保険により次の賠償額を限度としてお客様に損害金をお支払いします。</p> <p>ただし、加入者は上記損害発生の日（旅行等の長期外出時は帰宅後）から 10 日以内に、書面にて当社にその賠償請求を行うものとします。</p> <p>① 人的損害・物的損害併せて 1 事故につき 10 億円まで。</p> <p>② 前号にかかわらず、現金・貴重品については損害総額で 1 億円まで。</p>

金属、美術品および骨とう品、その他これらに類する財物とします。

<緊急駆けつけサービス（アパートメント利用契約）【東急セキュリティ レス Q】版>

10.1 当社の責によるお客様への損害賠償

II. 賠償額

重過失の場合を除き当社は次の賠償額を限度としてお客様に損害金をお支払いします。

ただし、お客様は書面にて当社にその賠償請求を行うものとします。

① 人的損害・物的損害併せて 1 事故につき 1 0 億円まで。

② 前号にかかわらず、現金・貴重品については損害総額で 1 億円まで。

なお、ここでいう現金・貴重品とは、貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、宝石、貴金属、美術品および骨とう品、その他これらに類する財物とします。

なお、ここでいう現金・貴重品とは、貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、宝石、貴金属、美術品および骨とう品、その他これらに類する財物とします。

<緊急駆けつけサービス（アパートメント利用契約）【東急セキュリティ レス Q】版>

10.1 当社の責によるお客様への損害賠償

II. 賠償額

当社が加入している保険により次の賠償額を限度としてお客様に損害金をお支払いします。

ただし、お客様は上記損害発生の日（旅行等の長期外出時は帰宅後）から 1 0 日以内に、書面にて当社にその賠償請求を行うものとします。

① 人的損害・物的損害併せて 1 事故につき 1 0 億円まで。

② 前号にかかわらず、現金・貴重品については損害総額で 1 億円まで。

なお、ここでいう現金・貴重品とは、貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、宝石、貴金属、美術品および骨とう品、その他これらに類する財物とします。

※本説明書は、2023年10月1日から適用します。